六十六　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十七　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十八　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十九　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
七十　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十二万二千円
七十一　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十四号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十二　保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十三　保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十四　保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十五　保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十六　保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十七　保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	百七万七千円
七十八　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
七十九　保安基準第十八条の二第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
八十　保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十一　保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
八十二　保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十三　保安基準第二十条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十四　保安基準第二十条第五項に定める基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員十人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係る試験	二十八万千円
八十五　保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるものを除く。）に係る試験	四十二万二千円
八十六　保安基準第二十条第六項に定める基準のうち、サンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるサンバイザに限る。）に係る試験	二十八万千円
八十七　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	二十八万千円

八十八　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
八十九　保安基準第二十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
九十　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係る試験	二十八万千円
九十一　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
九十二　保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
九十三　保安基準第二十二条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
九十四　保安基準第二十二条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
九十五　保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
九十六　保安基準第二十二条の四第二項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
九十七　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	四十二万二千円
九十八　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
九十九　保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	百四十五万千円
百　保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百一　保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百二　保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
百三　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百四　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百五　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係る試験	二十八万千円